

## 公民館使用料の引き上げ後の額

### 中央公民館使用料

(単位 円)

使用区分 施設名		午前	午後1	午後2	夜間	全日
		9時～12時	13時～15時	15時15分～17時15分	17時30分～21時30分	9時～21時30分
会議室1		1,540	1,020	1,020	2,050	5,630
会議室2		300	200	200	410	1,110
会議室3		300	200	200	410	1,110
講義室1		300	200	200	410	1,110
講義室2		300	200	200	410	1,110
美術工作室		610	410	410	820	2,250
視聴覚室		1,540	1,020	1,020	2,050	5,630
音楽室		920	610	610	1,230	3,370
和室		610	410	410	820	2,250
調理実習室		610	410	410	820	2,250
体育室		2,460	1,640	1,640	3,290	9,030

### 坂下公民館使用料

(単位 円)

使用区分 施設名		午前	午後1	午後2	夜間	全日
		9時～12時	13時～15時	15時15分～17時15分	17時30分～21時30分	9時～21時30分
本館	和室	300	200	200	410	1,110
	会議室1	300	200	200	410	1,110
	調理実習室	300	200	200	410	1,110
	講堂	1,230	820	820	1,640	4,510
別館	会議室2	300	200	200	410	1,110
	会議室3	300	200	200	410	1,110
	視聴覚室	610	410	410	820	2,250

南公民館使用料

(単位 円)

施設名	使用区分	午前	午後1	午後2	夜間	全日
		9時～12時	13時～15時	15時15分～17時15分	17時30分～21時30分	9時～21時30分
和室1		300	200	200	410	1,110
和室2		300	200	200	410	1,110
会議室		610	410	410	820	2,250
視聴覚室		610	410	410	820	2,250
調理実習室		610	410	410	820	2,250
美術工作室		300	200	200	410	1,110
体育館兼講堂		2,050	1,330	1,330	3,290	8,000

備考

- 1 使用時間には、使用者側において使用後原状に復し、器具の整備、部屋の清掃等をする時間を含むものとする。
- 2 市外居住者が使用し、又は市民以外の者を主たる対象として使用する場合の使用料の額は、規定使用料に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、次に掲げる者の使用については、適用しない。
  - (1) 市内に勤務し、又は通学する者
  - (2) 朝霞市、志木市又は新座市に居住し、又は同3市内に勤務し、若しくは通学する者
- 3 複数の使用区分を連続して使用する場合の使用料の額は、それぞれの使用料の額を合算した額とする。
- 4 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

コミュニティセンター使用料の引き上げ後の額

吹上コミュニティセンター使用料

(単位 円)

施設名	区分	午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	1時～5時	5時30分～9時30分	9時～21時30分
ホール		2,360	3,180	3,800	9,340
会議室		1,850	2,460	2,870	7,180
和室		1,330	1,850	2,160	5,340
小会議室		300	410	510	1,220
料理実習室		1,430	1,950	2,260	5,640

新倉コミュニティセンター使用料

(単位 円)

施設名	区分	午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	1時～5時	5時30分～9時30分	9時～21時30分
多目的ホール		2,360	3,180	3,800	9,340
和室		1,230	1,740	2,050	5,020

牛房コミュニティセンター使用料

(単位 円)

施設名	区分	午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	1時～5時	5時30分～9時30分	9時～21時30分
ホール		2,050	2,770	3,290	8,110
広間		1,330	1,850	2,160	5,340
和室		300	510	610	1,420
会議室		300	410	510	1,220

白子コミュニティセンター使用料

(単位 円)

施設名	区分	午前	午後	夜間	全日

施設名	9時～12時	1時～5時	5時30分～9時30分	9時～21時30分
展示室	1, 130	1, 540	1, 540	4, 210
和室 (A)	2, 460	3, 290	3, 290	9, 040
和室 (B)	610	820	820	2, 250
会議室	300	510	510	1, 320
視聴覚室 (A)	1, 330	1, 850	1, 850	5, 030
視聴覚室 (B)	610	820	820	2, 250
調理室	410	510	510	1, 430

備考

- 1 使用時間は、使用者側において使用後原状に復し、器具の整備、部屋の清掃をす  
る時間を含むものとする。
- 2 市外居住者が使用し、又は市民以外の者を主たる対象として使用する場合は、規  
定使用料に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、次に掲げ  
る者の使用については、この限りでない。
  - (1) 市内に勤務する者
  - (2) 朝霞市、志木市又は新座市に居住し、又は同3市内に勤務する者
- 3 午前と午後又は午後と夜間を引き続き使用する場合の中間時間については、超過  
料金を徴収しない。
- 4 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

地域センター使用料の引き上げ後の額

白子宿地域センター

(単位 円)

施設名	1 使用単位の使用料	全日の使用料
多目的室	200	2,260
広間	200	2,260
和室	100	1,130

新倉北地域センター

(単位 円)

施設名	1 使用単位の使用料	全日の使用料
和室 1	200	2,260
和室 2	200	2,260
会議室	300	3,390
多目的室	300	3,390

本町地域センター

(単位 円)

施設名	1 使用単位の使用料	全日の使用料
和室 1	100	1,130
和室 2	100	1,130
和室 3	200	2,260
会議室 1	100	1,130
会議室 2	100	1,130
会議室 3	200	2,260

南地域センター

(単位 円)

施設名	1 使用単位の使用料	全日の使用料
多目的室 1	200	2,260
多目的室 2	200	2,260
和室 1	200	2,260
和室 2	200	2,260
会議室	100	1,130

向山地域センター

(単位 円)

施設名	1 使用単位の使用料	全日の使用料
多目的室 1	2 0 0	2, 2 6 0
多目的室 2	2 0 0	2, 2 6 0
和室 1	2 0 0	2, 2 6 0
和室 2	2 0 0	2, 2 6 0
会議室	1 0 0	1, 1 3 0

城山地域センター

(単位 円)

施設名	1 使用単位の使用料	全日の使用料
集会室 1	3 0 0	3, 3 9 0
集会室 2	2 0 0	2, 2 6 0
会議室	1 0 0	1, 1 3 0

備考

- 1 1 使用単位は1 時間とし、全日とは1 日の使用時間が1 1 時間以上の使用をいう。
- 2 使用時間には、使用者側において使用後原状に復し、器具の整備、部屋の清掃等をする時間を含むものとする。
- 3 市外居住者が使用し、又は市民以外の者を主たる対象として使用する場合の使用料の額は、規定使用料の額に1 0 0 分の5 0 を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、次に掲げる者の使用については、適用しない。
  - (1) 市内に勤務し、又は通学する者
  - (2) 朝霞市、志木市又は新座市に居住し、又は同3 市内に勤務し、若しくは通学する者
- 4 使用料の額に1 0 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

市民文化センター施設及び附属設備利用料金の引き上げ後の額

(1) 和光市民文化センター施設利用料金

(単位 円)

施設名		区分	利用料金			
			利用時間	午前	午後	夜間
		利用区分	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時
大ホール		平日	41,140	62,120	62,120	165,380
		土曜日、日曜日及び休日	51,420	77,650	77,650	206,720
小ホール		平日	8,940	14,390	14,390	37,720
		土曜日、日曜日及び休日	12,030	17,480	17,480	46,990
リハーサル室			1,850	2,460	2,460	6,770
練習室(洋)			1,230	1,640	1,640	4,510
練習室(和)			1,230	1,640	1,640	4,510
ホール 附属室	大ホール	楽屋1	300	410	410	1,120
		楽屋2	610	820	820	2,250
		楽屋3	920	1,230	1,230	3,380
		楽屋4	920	1,230	1,230	3,380
		楽屋事務室	300	410	410	1,120
		主催者控室	300	410	410	1,120
	小ホール	楽屋1	300	410	410	1,120
		楽屋2	1,230	1,640	1,640	4,510
		主催者控室	300	410	410	1,120
諸室	企画展示室		4,110	5,750	5,750	15,610
	展示ホール		1,330	2,360	3,290	6,980
	会議室A		920	1,230	1,230	3,380

会議室B		920	1,230	1,230	3,380
------	--	-----	-------	-------	-------

備考

- 1 利用時間には、利用者側において利用後原状に復し、器具の整備、部屋の清掃等をする時間を含むものとする。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、「平日」とは、月曜日から金曜日までの日のうち休日を除く日をいう。
- 3 ホール、企画展示室、展示ホール及び会議室の利用者が入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。以下同じ。）を徴収する場合の利用料金の額は、当該利用料金の額に次に掲げる率（当該入場料の額が2以上に区分されている場合は、その最も高い額に相当する率）を乗じて得た額を加算した額とする。
  - (1) 入場料の額が1,000円以上3,000円未満のとき。 100分の40
  - (2) 入場料の額が3,000円以上5,000円未満のとき。 100分の80
  - (3) 入場料の額が5,000円以上のとき。 100分の120
- 4 ホール、企画展示室、展示ホール及び会議室を利用するに当たって、市外居住者（市内に住所又は所在地を有していない個人又は団体をいう。）が利用し、又は市民以外の者を主たる対象として利用する場合の利用料金の額は、当該利用料金の額に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、適用しない。
  - (1) 公用又は公共的事業で利用する場合
  - (2) 備考5による加算と重複する場合
  - (3) 朝霞市、志木市又は新座市に居住する者が利用する場合
- 5 営利、宣伝等に類する行為を目的として利用する場合の利用料金の額は、当該利用料金の額に次に掲げる率を乗じて得た額を加算した額とする。
  - (1) ホールを利用するとき。 100分の50
  - (2) 企画展示室及び会議室を利用するとき。 100分の500
- 6 時間を超過した場合の利用料金の額は、超過利用時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上1時間未満は、1時間とする。）ごとに当該利用料金（備考3、4又は5に定める利用の場合は、当該規定に定める額とする。以下同じ。）の時間割による額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、全日利用の場合で午前9時以前に利用する場合にあっては、午前の利用料金の時間割による額に、午後10時以降に利用する場合にあっては、夜間の利用料金の時間割による額に、それぞれ100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。
- 7 ホールの舞台のみを利用する場合の利用料金の額は、当該利用料金の額に100



分の30を乗じて得た額とする。

8 大ホールの舞台及び1階席のみを利用する場合の利用料金の額は、当該利用料金の額に100分の75を乗じて得た額とする。

9 大ホールのオーケストラピットを利用する場合の利用料金の額は、当該利用料金の額に20,570円を加算した額とする。

10 午前と午後又は午後と夜間にわたり引き続き利用する場合の利用料金の額は、それぞれの利用料金の額を合算した額とする。

11 利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(2) 和光市民文化センター附属設備利用料金

(単位 円)

区分	名称	単位	大ホール	小ホール	備考
舞台 設備	音響反射板	1式	5,140	2,050	
	仮設花道	1式	3,080		
	仮設ステージ	1式		3,080	
	所作台	1式	5,140		
	花道用所作台	1式	2,050		
	花道鳥屋囲	1式	1,020		
	平台	1台	200	200	
	開き足	1脚	100	100	
	箱足	1個	50	50	
	木台	1個	10	10	
	松羽目	1式	3,080		
	竹羽目	1式	2,050		
	屏風(金・銀・鳥の子)	1双	2,050	2,050	
	演台	1台	820	510	
	花台	1台	100	100	
	司会者台	1台	300	300	
	指揮者台	1台	300	300	
	指揮者用譜面台	1台	200	200	
	演奏者用譜面台	1台	100	100	
	譜面台灯	1個	50	50	
コントラバス用椅子	1脚	100	100		

	ヒナ段ケコミ	1枚	50	50	
	人形立て	1本	100	100	
	バレエ用シート	1式	2,570	1,020	リハーサル室での使用は、1,020円とする。
	<sup>がす</sup> 地衞り	1式	1,020		
	<sup>ひもうせん</sup> 緋毛氈	1枚	300	300	
	長座布団	1枚	300	300	
	紗幕	1枚	1,020		
	ジョーゼット文字幕	1枚	410		
	ジョーゼット袖幕	1組	610		
	めくり台	1台	200	200	
	ステージ階段	1台	200	200	
	高座用座布団	1枚	100	100	
	国旗	1式	100	100	
	椅子（スタッキングチェア）	1脚	50	50	小ホールの客室椅子は、無料とする。
	ピアノ椅子	1脚	100	100	ピアノ1台につき1脚は無料とする。
	上敷（大）	1枚	200	200	
	上敷（小）	1枚	100	100	
	大太鼓	1式	1,020	1,020	
音響 設備	拡声装置	1式	5,140	2,570	
	マイクロホン	1本	1,540	1,540	
	ワンポイントステレオマイクロホン	1本	2,050	2,050	
	ワイヤレスマイクロホン	1本	2,050	2,050	
	エレベーターマイクロホン装置	1基	2,050		マイクロホンを含む。

	三点吊りマイクロホン装置	1基	1,020		マイクロホンは、含まない。
	マイクロホンスタンド	1本	100	100	
	カセットテープレコーダー	1台	1,020	1,020	
	デジタルオーディオテープレコーダー	1台	1,020	1,020	
	MDレコーダー	1台	1,020	1,020	
	CDレコーダー	1台	1,020	1,020	
	CDプレーヤー	1台	1,020	1,020	
	ステージスピーカーA	1台	1,020	1,020	
	ステージスピーカーB	1式	4,110		
	ポータブルミキサー	1台	3,080	3,080	
	ダイレクトボックス	1台	1,020	1,020	
	効果機器	1台	1,020	1,020	
照明 設備	調光装置	1式	5,140	3,080	
	ボーダーライト	1列	1,020	510	
	アッパーホリゾントライト	1列	4,110	1,020	
	天井反射板ライト	1式	3,080		
	フットライト	1列	1,020		
	花道フットライト	1台	510		
	ローアホリゾントライト	1台	2,050	1,020	
	ピンスポットライト	1台	3,080	1,540	
	スポットライト (1キロワット未満)	1台	300	300	
	スポットライト (1～1.5キロワット未満)	1台	410	410	
	スポットライト (1.5～3キロワット未満)	1台	510	510	
	スポットライト (3キロワット以上)	1台	610	610	
	ソースフォー	1台	510	510	

ソースフォーアクセサ リー	1式	510	510	
エフェクト用スポット（ 500ワット）	1台	410	410	
エフェクト用スポット（ 1キロワット）	1台	510	510	
エフェクト用スポット（ 2キロワット）	1台	610	610	
スライドキャリアマスク	1台	510	510	
効果機器	1台	510	510	
先玉	1台	200	200	
種板	1枚	100	100	
ミニブルート9灯	1台	510	510	
ミニブルート2灯	1台	300	300	
マルチストロボ	1式	1,020	1,020	
ミラーボール	1台	510	510	
星球	1式	1,020	1,020	
ストリップライト	1台	300	300	
U. Vライト（FL40 ワット）	1台	200	200	
I T O用アクセサリー	1式	510	510	
アイリスシャッター（I T O・ソースフォー）	1枚	100	100	
バンドアー	1枚	100	100	
スポット用ブーム	1台	200		
スタンド	1台	100	100	
アーム	1台	100	100	
スモークマシン（ロスコ 1700）	1台	3,080	3,080	スモークオイ ルを含む。
スモークマシン（DFー 50）	1台	3,590	3,590	スモークオイ ルを含む。
ドライアイスマシン	1台	1,020	1,020	ドライアイス は、含まない。

その他	ピアノ（ベーゼンドルファー）	1台	10,280		
	ピアノ（スタンウェイ）	1台	10,280	10,280	
	ピアノ（ヤマハCF-Ⅲ）	1台	5,140	5,140	
	ピアノ（ヤマハC3E）	1台	3,080	3,080	リハーサル室での使用は、無料とする。
	35ミリ映写機	10分	1,230		単位は本番の映写時間とする。
	16ミリ映写機	10分	820	820	単位は本番の映写時間とする。
	スクリーン	1式	1,020		
	スライド映写機	1式	2,050	2,050	大ホール、小ホール以外での使用は、2,050円とする。
	O. H. P	1式	1,020	1,020	大ホール、小ホール以外での使用は、1,020円とする。
	ビデオプロジェクター	1式	2,050	2,050	大ホール、小ホール以外での使用は、2,050円とする。
DVDプレーヤー	1台	1,020	1,020	大ホール、小ホール以外での使用は、1,020円とす	

				る。
ビデオデッキ	1台	1,020	1,020	大ホール、小ホール以外での使用は、1,020円とする。
簡易拡声装置	1式	2,050	2,050	ワイヤレスマイク2本を含む。 大ホール、小ホール以外での使用は、2,050円とする。
持込機材	消費 電力 1キ ロワ ット	300	300	
シャワー室		510	510	

備考

- 1 この表による利用料金は、条例別表に定める午前・午後及び夜間の時間区分（以下「時間区分」という。）におけるそれぞれの利用を1回として計算する。
- 2 ピアノの調律は、利用者が行うものとする。
- 3 企画展示室及び展示ホールでスポットライトを使用する場合の料金は、1台につき時間区分当たり50円とする。
- 4 ライトのカラーフィルターの利用料金は、指定管理者が別に定める。

総合体育館利用料金の引き上げ後の額

(1) 専用利用料金

(単位 円)

施設名等\利用区分			午前	午後		夜間		全日	
			9時～ 正午	正午～午 後3時	午後3時 ～午後6 時	午後6時 ～午後9 時	午後9時 ～午後1 1時	午前9時 ～午後1 1時	
アマ チュ ア が 利 用 す る 場 合	メイ ン アリー ナ	1/3面	3,700	3,700	3,700	3,700	2,460	17,260	
		1/2面	5,550	5,550	5,550	5,550	3,700	25,900	
		2/3面	7,400	7,400	7,400	7,400	4,930	34,530	
		全面	11,100	11,100	11,100	11,100	7,400	51,800	
	サブ アリー ナ	全面	5,550	5,550	5,550	5,550	3,700	25,900	
そ の 他 の 場 合	メイ ン アリー ナ	全 面	平日	22,210	22,210	22,210	22,210	14,810	103,650
			休日等	33,320	33,320	33,320	33,320	22,210	155,490
	サブ アリー ナ	全 面	平日	11,100	11,100	11,100	11,100	7,400	51,800
			休日等	16,660	16,660	16,660	16,660	11,100	77,740
柔道場			1,540	1,540	1,540	1,540	1,020	7,180	
剣道場			1,540	1,540	1,540	1,540	1,020	7,180	
柔剣道場			3,080	3,080	3,080	3,080	2,050	14,370	
弓道場			1,540	1,540	1,540	1,540	1,020	7,180	
軽スポーツ室			1,540	1,540	1,540	1,540	1,020	7,180	
研修室			460	460	460	460	300	2,140	
会議室			610	610	610	610	410	2,850	
研修会議室			1,020	1,020	1,020	1,020	710	4,790	

## (2) 個人利用料金

(単位 円)

施設名	利用区分	利用料金
トレーニング室 (ランニングコースを含む。)	大人1回 (3時間)	410
ランニングコース	大人1回 (2時間)	100
	小人1回 (2時間)	50
メインアリーナ、サブアリーナ、軽スポーツ室	大人1回 (2時間)	300
	小人1回 (2時間)	150
柔道場、剣道場、弓道場	大人1回 (2時間)	200
	小人1回 (2時間)	100

## (3) 冷暖房設備利用料金

(単位 円)

施設名	利用時間	利用料金
メインアリーナ	1時間までごと	4,110
サブアリーナ	1時間までごと	1,020

## (4) 駐車場利用料金

(単位 円)

単位	利用時間	利用料金
自動車1台	1時間	200

### 備考

- 1 休日等とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日及び日曜日をいい、平日とは、休日等以外の日をいう。
- 2 大人とは、15歳以上の者（中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。）をいい、小人とは、小学校、中学校又はこれに準ずる学校に在学する者をいう。
- 3 市外居住者が利用し、又は市民以外の者を主たる対象として利用する場合の専用利用料金及び個人利用料金については、当該利用料金に100分の100を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、次に掲げる者の利用については、この限りでない。
  - (1) 市内に勤務し、又は通学する者
  - (2) 朝霞市、志木市又は新座市に居住し、又は同3市内に勤務し、若しくは通学する者



- 4 小人が利用する場合の専用利用料金については、当該利用料金の額に100分の50を乗じて得た額とする。
- 5 利用者が入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。以下同じ。）を徴収する場合の専用利用料金については、当該利用料金の額に、1人1回について徴収する当該入場料の最高の額に100を乗じて得た額を加算した額とする。
- 6 利用者が営利、宣伝等に類する行為を目的として利用する場合の専用利用料金については、当該利用料金の額に100分の500を乗じて得た額を加算した額とする。
- 7 利用時間を超過して利用する場合、専用利用料金については、1時間までごとに当該利用料金の1時間当たり相当額に100分の50を乗じて得た額を加算した額とし、個人利用料金については、当該利用料金の1時間当たり相当額とする。
- 8 利用時間を超過して利用する場合の駐車場利用料金については、30分までごとに100円とする。
- 9 利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(5) 時間外利用料金

(単位 円)

施設名等\利用区分				午前8時～午前9時	午前7時～午前9時
アマチュアが利用する場合	メインアリーナ	全面		3,700	7,400
	サブアリーナ	全面		1,850	3,700
その他の場合	メインアリーナ	全面	平日	7,400	14,810
			休日等	11,100	22,210
	サブアリーナ	全面	平日	3,700	7,400
			休日等	5,550	11,100
柔道場				510	1,020
剣道場				510	1,020
柔剣道場				1,020	2,050
弓道場				510	1,020
研修室				150	300
会議室				200	410
研修会議室				350	710

備考

- 1 休日等とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日及び日曜日をいい、平日とは、休日等以外の日をいう。
- 2 市外居住者が利用し、又は市民以外の者を主たる対象として利用する場合の時間外利用料金は、当該利用料金の額に100分の100を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、次に掲げる者の利用については、この限りでない。
  - (1) 市内に勤務し、又は通学する者
  - (2) 朝霞市、志木市又は新座市に居住し、又は同3市内に勤務し、若しくは通学する者
- 3 小人（小学校、中学校又はこれに準ずる学校に在学する者をいう。）が利用する場合の時間外利用料金については、当該利用料金の額に100分の50を乗じて得た額とする。
- 4 利用者が入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。以下同じ。）を徴収する場合（時間外利用以後の専用利用において入場料を徴収する場合を含む。）の時間外利用料金については、当該利用料金の額に、1人1回について徴収する当該入場料の最高の額に100を乗じて得た額を加算した額とする。
- 5 利用者が営利、宣伝等に類する行為を目的として利用する場合（時間外利用以後の専用利用において当該行為を目的として利用する場合を含む。）の時間外利用料金については、当該利用料金の額に100分の500を乗じて得た額を加算した額とする。
- 6 時間外利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(6) 附属設備利用料金

(単位 円)

附属設備名	単位	利用料金
放送設備	1式	1,020
電光得点表示盤	1組	510
フロアシート	1巻	100
ポータブルステージ	1台	200

備考

- 1 この表による利用料金は、条例別表に定める利用区分ごとに計算する。
- 2 附属設備利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

## 運動場施設及び附属設備使用料の引き上げ後の額

### (1) 和光市運動場施設使用料

(単位 円)

種別	区分	1 使用単位の使用料
野球場	1 面	3, 0 8 0
庭球場	1 面	1, 4 3 0
会議室 (A)	1 室	2 0 0
会議室 (B)	1 室	1 0 0
会議室 (A・B)	1 室	3 0 0

#### 備考

- 1 1 使用単位は、2 時間とする。
- 2 使用時間には、使用者側において使用後原状に復し、器具の整備、部屋の清掃等をする時間を含むものとする。
- 3 野球場を共用(使用者が異なる場合に限る。)して使用許可を受けた場合の使用料の額は、それぞれ、その規定使用料の額に100分の50を乗じた額とする。
- 4 市外居住者が使用し、又は市民以外の者を主たる対象として使用する場合の使用料の額は、規定使用料の額に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、次に掲げる者の使用については、適用しない。
  - (1) 市内に勤務し、又は通学する者
  - (2) 朝霞市、志木市又は新座市に居住し、又は同3市内に勤務し、若しくは通学する者
- 5 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

### (2) 和光市運動場附属設備使用料

(単位 円)

種別	区分	1 使用単位の使用料
電光得点板	1 基	5 1 0
放送設備	1 式	5 1 0
ワイヤレスアンプ	1 式	1 0 0
レコードプレーヤー	1 台	1 0 0
拡声装置	1 式	1 0 0
庭球場夜間照明設備	1 時間	3 0 0

備考 使用者が特殊な設備を設置し、電気等を使用した場合の使用料は、その実費相当額とする。

## 武道館使用料の引き上げ後の額

和光市武道館使用料

(単位 円)

午前	午後	夜間
9時～12時	13時～17時	18時～21時
300	410	300

### 備考

- 1 使用時間には、使用者側において使用后原状に復し、器具の整備、部屋の清掃等をする時間を含むものとする。
- 2 午前と午後又は午後と夜間にわたり引き続き使用する場合の使用料の額は、それぞれの使用料の額を合算した額とする。
- 3 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

## 坂下庭球場使用料の引き上げ後の額

和光市庭球場使用料

(単位 円)

施設名	区分	1 利用単位の使用料
坂下庭球場	1 面	8 2 0

備考

- 1 1 利用単位は、2 時間とする。
- 2 利用時間には、利用者側において利用後原状に復し、器具の整備、部屋の清掃等をする時間を含むものとする。
- 3 市外居住者が利用し、又は市民以外の者を主たる対象として利用する場合の使用料の額は、規定使用料に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、次に掲げる者の利用については、適用しない。
  - (1) 市内に勤務し、又は通学する者
  - (2) 朝霞市、志木市又は新座市に居住し、又は同3市内に勤務し、若しくは通学する者

# 広沢小学校運動場夜間照明施設使用料の引き上げ後の額

和光市立学校運動場夜間照明施設使用料

(単位 円)

施設名	使用料 (1回につき)
広沢小学校運動場夜間照明施設	1,850

備考

使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

## 勤労福祉センター施設及び附属設備使用料の引き上げ後の額

### (1) 和光市勤労福祉センター施設利用料金

(単位 円)

施設名		利用区分	利用単位	利用料金
アスレチックルーム		個人利用	1利用単位(3時間)	410
アリーナ		アマチュアのスポーツ及びレクリエーションで利用する場合	1利用単位(1時間)	1,020
		その他の場合		1,540
会議室	和室A			510
	和室B			410
	洋室A			710
	洋室B			710

#### 備考

- 1 利用時間には、利用者側において利用後原状に復し、器具の整備、部屋の清掃等をする時間を含むものとする。
- 2 市外居住者が利用し、又は市民以外の者を主たる対象として利用する場合の利用料金の額は、規定利用料金の額に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、次に掲げる者の利用については、適用しない。
  - (1) 市内に勤務する者
  - (2) 朝霞市、志木市又は新座市に居住し、又は同3市内に勤務する者
- 3 アリーナ及び会議室の利用者が入場料(入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。)を徴収する場合又は営利、宣伝等に類する行為を目的として利用する場合の利用料金の額は、当該利用料金の額(備考2に定める利用の場合は、当該規定に定める額とする。)に100分の100を乗じて得た額を加算した額とする。
- 4 利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

### (2) 和光市勤労福祉センター附属設備利用料金

(単位 円)

施設名	機器区分	利用時間	利用料金
アリーナ	放送設備一式	3時間までごと	1,020
	ポータブルステージ	3時間までごと	510

#### 備考

附属設備利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

総合福祉会館（地域福祉センター）使用料の引き上げ後の額

地域福祉センター使用料

(単位 円)

施設名	利用区分及び使用料			
	午前	午後	夜間	全日
会議室 1	2, 4 6 0	3, 2 9 0	4, 1 1 0	9, 8 6 0
会議室 2	2, 4 6 0	3, 2 9 0	4, 1 1 0	9, 8 6 0
会議室 3	1, 2 3 0	1, 6 4 0	2, 0 5 0	4, 9 2 0
プレイルーム 1	2, 4 6 0	3, 2 9 0	4, 1 1 0	9, 8 6 0
プレイルーム 2	2, 4 6 0	3, 2 9 0	4, 1 1 0	9, 8 6 0
調理室	1, 6 4 0	2, 2 6 0	2, 6 7 0	6, 5 7 0
創作室	1, 6 4 0	2, 2 6 0	2, 6 7 0	6, 5 7 0
防音室	1, 6 4 0	2, 2 6 0	2, 6 7 0	6, 5 7 0
和室	1, 2 3 0	1, 6 4 0	2, 0 5 0	4, 9 2 0
保育室	1, 2 3 0	1, 6 4 0	2, 0 5 0	4, 9 2 0
相談室	4 1 0	5 1 0	6 1 0	1, 5 3 0

備考

- 1 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後5時30分から午後9時30分まで、全日とは午前9時から午後9時30分までをいう。
- 2 利用時間には、利用者側において利用後原状に復し、器具の整備、部屋の清掃等をしてから管理者に引き渡すまでの時間を含むものとする。



## 一般廃棄物処理手数料の引き上げ後の額

### (1) 一般廃棄物処理手数料

種別	取扱区分	単位	収集運搬手数料	処分手数料
一般廃棄物	一時多量家庭系廃棄物	10キログラムにつき		60円
	粗大ごみ（家庭系廃棄物に限る。）		3,000円を限度に品目別に規則で定める額	
	事業系一般廃棄物	10キログラムにつき		220円
動物の死体	犬、猫その他の動物の死体	1体につき	1,020円	1,020円

### (2) 粗大ごみ処理手数料

種目	品目	手数料（円）
電気・ガス ・石油器具	ビデオデッキ	510
	掃除機	300
	電子レンジ	820
	ガスレンジ台	300
	風呂釜	820
	湯沸器	300
	扇風機	300
	ストーブ（ファンヒーターを含む。）	410
	ミシン（卓上以外）	1,020
	ミシン（卓上）	510
	ステレオ	1,020
	ラジカセ	510
	プリンター一体型ワープロ	510
	家具・寝具	布団
ベッド（ダブル・セミダブル）		1,540
ベッド（シングル）		1,020
パイプベッド（マットレスなし）		710
マットレス（ダブル・セミダブル）		1,020

	マットレス (シングル)	7 1 0
	ソファ	1, 2 3 0
	テーブル	5 1 0
	イス	3 0 0
	机	1, 0 2 0
	こたつ	3 0 0
	タンス	1, 5 4 0
	食器棚	1, 5 4 0
	本棚	1, 5 4 0
	カーペット	4 1 0
	鏡台 (ドレッサーを含む。)	5 1 0
	衣装箱	3 0 0
	カラーボックス	3 0 0
	ブラインド	3 0 0
	ロッカー	8 2 0
	建具	5 1 0
	物置 (分解したものに限る。)	2, 0 5 0
趣味用品	ゴルフクラブ 1 本	1 0 0
	ゴルフ用具一式	8 2 0
	スキー板	4 1 0
	サーフボード	5 1 0
	サイクリングマシーン	8 2 0
	ランニングマシーン	1, 4 3 0
	オルガン	1, 2 3 0
	水槽	6 1 0
その他	自転車 (2 4 インチ未満)	4 1 0
	自転車 (2 4 インチ以上)	6 1 0
	チャイルドシート	3 0 0
	ベビーカー	3 0 0
	スーツケース	3 0 0
	編み機	4 1 0
	物干し台	8 2 0

備考

- 1 粗大ごみとは、縦24センチメートル、横24センチメートル、高さ35センチメートルを超えるもの(縦、横、高さのいずれか一辺が当該長さを超えるものを含む。)をいう。
- 2 この表に掲げる品目以外の粗大ごみの処理手数料は、機能、形態等が類似したこの表の品目に準じ、市長が別に定めるところによる。
- 3 自ら粗大ごみを廃棄物処理施設に搬入した場合の処理手数料は、10キログラムまでごとに60円とする。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、1回で収集する粗大ごみの個数を制限することができる。